婚姻歴がないひとり親家庭への寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しています

婚姻歴がないひとり親家庭には税法の定める「寡婦（夫）控除」が適用されないため、婚姻歴のあるひとり親家庭と比べて、保育料などの算定において、負担額に差が生じる場合があります。

そこで市では、婚姻歴の有無により寡婦（夫）控除が受けられないひとり親家庭に対し、寡婦（夫）控除をみなし適用することで、負担の公平化を図っています。

▼対象者

市内在住で所得を計算する対象となる12月31日現在において次のいずれかに該当する方

婚姻歴がない母（①または②）

①扶養親族である子または生計を同じくする子※がいる方（一般の寡婦）

②扶養親族である子がおり、かつ合計所得金額が500万円以下である方（特別の寡婦）

婚姻歴がない父

扶養親族である子または生計を同じくする子※がおり、かつ合計所得金額が500万円以下である方

※生計を同じくする子とは、前年の合計所得金額が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族でない場合に限ります。

▼対象事業等

下表のとおり

▼注意

事業によっては、別途要件等があるため、必ずしも対象となるものではありません。

申請方法などの詳細については、各対象事業の問い合わせ先に確認してください。

▼対象事業等一覧

対象事業等	問い合わせ先
障害者福祉サービス（介護給付費・訓練等給付費等）	（市）障害福祉課
自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）	
補装具給付・貸与事業	
日常生活用具給付等事業	
自動車改造費助成事業	
重度身体障害者訪問入浴サービス事業	
障害児通所支援事業	
特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当	
在宅重度心身障害児（者）訪問看護支援事業	
軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業	
重度心身障害者（児）介護手当	
児童手当	（市）子育て支援課
児童扶養手当	
高等職業訓練促進給付金等事業	
自立支援教育訓練給付金	
高齢期移行助成制度	（市）医療保険課
重度障害者医療費助成制度	
高齢重度障害者医療費助成制度	
母子家庭等医療費助成制度	
未熟児養育医療費給付事業	（市）健康増進課
市営住宅家賃	（市）建築住宅課
保育所・認定こども園等保育料	（市）教育・保育課

新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は20歳以上60歳未満の方は加入し、保険料を納めることが義務付けられた制度です。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

▼加入方法

20歳の誕生月の前月に日本年金機構から送付する国民年金被保険者関係届書に必要事項を明記し、市役所3階市民課または近くの年金事務所に郵送または窓口で提出してください。

国民年金被保険者関係届書を紛失した場合は本人確認書類、印鑑を持って(市)市民課にお越しください。

国民年金や厚生年金に初めて加入すると年金手帳が交付されます。勤務先、住所、氏名が変わっても一生涯使用しますので、大切に保管してください。

毎月の保険料が払えない時は申請をしてください

●学生納付特例制度

学生の方で所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予されます。

●納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予されます。

▼申請方法

在学証明書または学生証の写し、印鑑を持って、(市)市民課にお越しください。

問 **ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165**

国民年金の2年前納（口座振替）の申込期限は2月末

国民年金保険料の納付は6カ月分、1年分、2年分まとめて「前納」する場合に割引が適用されます。また、現金納付、クレジット納付より口座振替の方が割引額が多くなります。

●口座振替による保険料割引額（ ）内は現金・クレジットカード納付の場合

・平成30年度の割引額実績

6カ月：1，110円（800円）

1年：4，110円（3，480円）

2年：15，650円（14，420円）

2年前納の社会保険料控除は、全額を納めた年に控除するか、各年分の保険料に相当する額を各年に控除するか選択できます。

口座振替の詳細は、日本年金機構ホームページ（http://www.nenkin.go.jp/）をご覧ください。

問 **ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165**

障害者控除対象者認定書の交付

身体障害者手帳などの交付を受けていなくても要介護認定（要介護3以上）を受けている65歳以上の方は、確定申告で障害者控除などの対象となる場合があります。該当する方は相談してください。

なお、すでに認定書の交付を受けている方で、状況が変わらない方は引き続き利用できますので再申請の必要はありません。

問・申請 **(市)福祉課　総務・高齢者福祉係**

広告 国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

国民年金基金

60歳以上65歳未満の方や海外居住されている方で、国民年金に任意加入されている方も国民年金基金に加入できます。
※非居住者が支払った掛金は、所得控除対象外です。

資料請求・ご相談・お問い合わせは お気軽に今すぐこちらへ！
※地域によっては携帯電話からはつながらない場合があります。

詳しい情報はホームページでもご覧いただけます。
兵庫県国民年金基金 検索

兵庫県国民年金基金 資料請求・ご相談・お問い合わせ ローゴ ヨイクニ
〒651-0083 神戸市中央区浜辺通5-1-14 神戸商工貿易センタービル10F
0120-65-4192 FreeDial 月～金 9:00～17:00

自営業・フリーランスのみなさんへ。
ゆとりのある人生を。